

○厚生労働省令第五十三号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(非入所者給与金の額)

第十五条 非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者 六万六千六百二十円
- 二 前号に掲げる者以外の認定非入所者 五万百円

- 2 認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万三千九百五十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。

3 (略)

(支給停止)

第二十三条 非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、

改正前

(非入所者給与金の額)

第十五条 非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者 六万六千二百九十円
- 二 前号に掲げる者以外の認定非入所者 四万九千八百五十円

- 2 認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万三千八百八十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。

3 (略)

(支給停止)

第二十三条 非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、

法令に違反する事実があつたことを直接の原因として一時的に百三十六万八千円を下回るとき。

二 (略)

法令に違反する事実があつたことを直接の原因として一時的に百三十六万五千円を下回るとき。

二 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前の月分のハンセン病問題の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。

）の額については、なお従前の例による。

3 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成三十年七月までの間は、この省令による改正後の同規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。